

大口町地域防災計画 様式編

(令和3年度改訂)

大口町防災会議

大 口 町 地 域 防 災 計 画

様 式 編 目 次

第 3 章 災害応急対策 様式

第 1 節 活動態勢

第 2 節 避難行動

第 3 節 情報の収集・伝達・広報

F3-03-01	第 1 報（消防庁第 4 号様式（その 1））	F3-1
F3-03-02	災害発生直後の状況	F3-2
F3-03-03	災害発生状況等（速報・確定）（愛知県様式）	F3-3
F3-03-04	人的被害（愛知県様式）	F3-4
F3-03-05	避難状況・救護所開設状況（愛知県様式）	F3-5
F3-03-06	公共施設被害（愛知県様式）	F3-6
F3-03-07	道路、橋梁その他公共施設の被害状況調査表	F3-7

第 4 節 応援協力・派遣要請

F3-04-01	ボランティア等受入れ記録簿	F3-8
F3-04-02	応援要請書	F3-9
F3-04-03	応援に要した経費の請求について	F3-10
F3-04-04	応援活動報告書	F3-11
F3-04-05	愛知県内広域消防相互応援協定に基づく応援要請書	F3-12
F3-04-06	部隊等の派遣要請依頼書	F3-13
F3-04-07	災害派遣部隊撤収要請依頼書	F3-14

第 5 節 避難者・要配慮者支援・帰宅困難者対策

F3-05-01	世帯構成員別被害状況	F3-15
F3-05-02	避難所収容台帳	F3-16
F3-05-03	避難所用物品受払簿	F3-17
F3-05-04	避難所設置及び収容状況	F3-18

第 6 節 救出・救助対策

F3-06-01	被災者救出状況記録簿	F3-19
F3-06-02	被災者救出用機械器具・燃料受払簿	F3-20
F3-06-03	被災者救出用機械器具修繕簿	F3-21

第 7 節 医療救護・保健衛生・防疫対策

F3-07-01	診療記録簿	F3-22
F3-07-02	医薬品・衛生材料使用簿	F3-23
F3-07-03	医療救護班の編成及び活動記録	F3-24
F3-07-04	医薬品・衛生材料受払簿	F3-25
F3-07-05	病院・診療所医療実施状況	F3-26
F3-07-06	助産台帳	F3-27

第 8 節 交通の確保・緊急輸送対策

F3-08-01	輸送記録簿.....	F3-28
F3-08-02	燃料及び消耗品受払簿（輸送関係）	F3-29
F3-08-03	修繕費支払簿	F3-30
F3-08-04	緊急通行車両等事前届出書・届出済証（愛知県様式）	F3-31
F3-08-05	規制対象除外車両事前届出書・届出済証（愛知県様式）	F3-33

第 9 節 水防計画

第 10 節 消防活動・危険性物資対策

第 11 節 ライフライン施設の応急対策

第 12 節 水・食品・生活必需品等の供給

F3-12-01	飲料水供給記録簿	F3-34
F3-12-02	給水用機械器具・燃料及び浄水薬品資材受払簿	F3-35
F3-12-03	給水用機械器具修繕簿	F3-36
F3-12-04	炊き出し給与簿	F3-37
F3-12-05	炊き出し用物品借用簿	F3-38
F3-12-06	炊き出しその他による食品給与物品受払簿	F3-39
F3-12-07	物資受払簿.....	F3-40
F3-12-08	物資給与及び受領簿	F3-41

第 13 節 遺体の搜索・処理・埋火葬

F3-13-01	遺体搜索状況記録簿	F3-42
F3-13-02	遺体搜索用機械器具・燃料受払簿	F3-43
F3-13-03	遺体搜索用機械器具修繕簿	F3-44
F3-13-04	遺体処理台帳	F3-45
F3-13-05	埋火葬台帳.....	F3-46

第 14 節 交通施設の応急対策

第 15 節 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

第 16 節 住宅対策

F3-16-01	被害状況調査用紙（被災者台帳）	F3-47
F3-16-02	仮罹災証明書	F3-49
F3-16-03	罹災証明書.....	F3-50
F3-16-04	応急仮設住宅入居申請書	F3-51
F3-16-05	応急仮設住宅入居決定通知書	F3-52
F3-16-06	賃貸借契約書	F3-53
F3-16-07	大口町応急仮設住宅入居契約書	F3-54
F3-16-08	応急仮設住宅入居者台帳	F3-55
F3-16-09	障害物除去の状況記録簿	F3-56
F3-16-10	住宅応急修理申請書	F3-57
F3-16-11	住宅応急修理決定通知書	F3-58

F3-16-12	住宅応急修理記録簿	F3-59
----------	-----------------	-------

第 17 節 学校等における対策

F3-17-01	学用品購入（配分）計画表	F3-60
F3-17-02	学用品交付簿	F3-61

第 18 節 災害救助法の適用

第 4 章 災害復旧計画 様式

第 5 章 避難所運営マニュアル

F5-01-01	緊急時連絡先一覧	F5-1
F5-01-02	災害救助法による救助の程度、方法及び期間 並びに実費弁償の基準（早見表）	F5-2
F5-02-01	避難所施設被害状況チェックリスト	F5-7
F5-02-02	避難所開設チェックリスト	F5-9
F5-02-03	物資依頼伝票	F5-10
F5-02-04	避難所状況報告書（初動期用）	F5-12
F5-02-05	避難所状況報告書〔第____報〕	F5-14
F5-02-06	避難者（帰宅困難者・テント生活者・車生活者）名簿	F5-16
F5-02-07	食料供給関係受信票 兼 処理表	F5-17
F5-02-08	事務引継書	F5-19
F5-03-01	避難所運営委員会名簿	F5-20
F5-03-02	派遣職員依頼書	F5-21
F5-03-03	避難所ボランティア受付表	F5-22
F5-03-04	食料処理台帳	F5-23
F5-03-05	避難所用物品受払簿	F5-24
F5-03-06	避難所ペット登録簿	F5-26

第 6 章 原子力災害対策計画 様式

別紙 東海地震に関する事前対策計画 様式

第 1 節 東海地震に関する事前対策の意義

第 2 節 地震災害対策本部の設置等

F7-02-01	避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用・愛知県様式）	F7-1
F7-02-02	避難・地震防災応急対策の実施状況報告（愛知県様式）	F7-2

第 3 節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

第 4 節 発災に備えた直前対策

第 5 節 町が管理又は運営する施設に関する対策計画

第 6 節 他機関に対する応援要請

第 7 節 住民が取るべき措置

F3-03-01 第1報（消防庁第4号様式（その1））

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち 災害関連死者	人		人		半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)							
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

F3-03-02 災害発生直後の状況

原 因						発生日時			
発 生 場 所				市・郡 区・町・村					
受 発 信 時 刻				月 日 時 分					
発 信 機 関						発 信 者			
受 信 機 関						発 信 者			
区 分				被害	区 分		被害	被害程度及び応急対策状況（経過）	
人的被害	死 者		人		その他	鉄道不通	か所		
	行 方 不 明		人			水 道	戸		
	負傷者	重 傷 者	人			電 話	回線		
		軽 症 者	人			電 気	戸		
						ガ ス	戸		
住 家 被 害	全 壊		棟		災害対策本部 設 置 状 況	設置			
			世帯			廃止			
			人						
	半 壊		棟		避難の勧告 指示等の状況	地区			
			世帯			人			
			人		要 請 事 項				
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
その他の	道 路	損 壊	か所						
		冠 水	か所						
		(通行不能)	か所						
	橋りょう		か所						
	河 川	破 堤	か所						
		越 水	か所						
		その 他 法面崩壊等	か所						
	砂 防		か所						
	崖くずれ		か所						
	地すべり		か所						
	土 石 流		か所						

様 式 2

（市町村用）

年 月 日 時 分 現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発生日時				年 月 日 時 分										
発信場所																		
発信機関				発信者														
受信機関				受信者														
区 分				被 害		区 分		被 害		区 分		被 害						
人的被害	死 者	1	人			河川	橋りょう	31	か所	その他	水産被害	61	千円					
	行方不明者	2	人				破 堤	32	か所		商工被害	62	千円					
	負傷者	重傷	3	人			越 水	33	か所		その他	63	千円					
		軽傷	4	人			その他 (法面崩壊等)	34	か所		被害総額	64	千円					
住家被害	全 壊	5	棟			その他	港湾・漁港	35	か所	災害対策本部 設置状況	65	設置						
		6	世帯				砂 防	36	か所		66	廃止						
		7	人				清掃施設	37	か所	避難の勧告・ 指示等の状況	67	地区						
	半 壊	8	棟				崖くずれ	38	か所		68	世帯						
		9	世帯				地すべり	39	か所		69	人						
		10	人				土石流	40	か所	消防職員出動 延人数	70	人						
	一部破損	11	棟				鉄道不通	41	か所	消防団員出動 延人数	71	人						
		12	世帯				被害船舶	42	隻	避難所数	72	か所						
		13	人				水 道	43	戸	避難人数	73	人						
	床上浸水	14	棟				電 話	44	回線	避難人数 (うち自主避難)	74	人						
		15	世帯				電 気	45	戸	避難世帯数	75	世帯						
		16	人				ガ ス	46	戸	避難世帯数 (うち自主避難)	76	世帯						
	床下浸水	17	棟				ブロック塀 等	47	か所	被害程度及び応急対策状況（経過）								
		18	世帯				り災世帯数	48	世帯									
		19	人				り災者数	49	人									
	非住家	公共建物	20	棟			火災発生	建 物	50					件				
		その他	21	棟				危 険 物	51	件								
	その他	田	流失・埋没	22	ha					そ の 他	52	件						
			冠 水	23	ha				公立文教施設	53	千円							
畑		流失・埋没	24	ha			農林水産業施設	54	千円	要 請 事 項								
		冠 水	25	ha			公共土木施設	55	千円									
文教施設		26	か所			その他の公共施設	56	千円										
病 院		27	か所			小 計	57	千円										
道路		損 壊	28	か所			その他	農産被害	58					千円				
		冠 水	29	か所				林産被害	59					千円				
		(うち通行不能)	30	か所				畜産被害	60	千円								

（注）速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

人的被害

報告の時刻	日	時	分現在	受信時刻	時	分
発信機関				受信機関		
受信者名				受信者名		
内 容						
発 生	日	時	日 時 分			
	場	所				
	原因					
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷				
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別 男 ・ 女 ・ 不明)				
	住 所					
	収容先					
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)					

様式4

（市町村用）

避難状況・救護所開設状況（第 報）

報告の時点			日時分現在			受信時刻			時分		
発信機関						受信機関					
発信者名						受信者名					
内 容											
避難状況	避難先	地名	避難の勧告、指示の種別及び日時	避難勧告世帯数	避難勧告人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数
			(勧告) (指示) 日時分 (自主)	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			(勧告) (指示) 日時分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日時分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日時分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日時分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日時分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日時分 (自主)					屋内 屋外			
救護所開設状況	救護所名	設置場所	患者数	実 施 機 関		収容人数の最大値					
			受入搬送			重 傷 軽 傷					

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

(第 報)

F3-6

F3-03-07 道路、橋梁その他公共施設の被害状況調査表

[illegible]

F3-04-01 ボランティア等受入れ記録簿

月 日	団体名	代表者氏名	人 員	依頼した業務	期 間

F3-04-02 応援要請書

第 1 号様式（実施細則第 3 条関係）

第 号
年 月 日

市町長様

大口町

大口町長

印

応 援 要 請 書

災害時における相互応援に関する協定及び同協定実施細則第 3 条に規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

応 援 要 請		年 月 日 () 時 分
災 害 発 生 日 時		年 月 日 () 時 分
災 害 の 種 別		
災 害 発 生 場 所		
被 害 の 状 況		
要請内容	物 資 等	〔品目・数量〕
	人 員	〔事務系職員（男・女別）〕
		〔技術系職員（一般・現業別、男・女別）〕
	必要とする施設及び避難等人員	
	期 間	
	応援場所	
	活動内容	
	そ の 他	
災害現場の最高指揮者 職 ・ 氏 名		
備 考 応援場所への経路等		

F3-04-03 応援に要した経費の請求について

年 月 日

市町長様

大口町

大口町長

印

応援に要した経費の請求について

年 月 日災害時における相互応援に関する協定第 5 条及び同協定実施細則第 5 条第 3 項に基づき、次のとおり応援に要した経費を請求します。

請求金額 円

経費の内訳	項目内容		金額
	義務事項		
	協議事項		
	合 計		円

※添付資料 積算基礎資料

年 月 日

市町長様

大口町

大口町長

印

応援活動報告書

災害時における相互応援に関する協定第8条及び同協定実施細則第7条の規定に基づく応援活動については次のとおりです。

応援期間		
災害の種類別		
災害発生場所		
物資等		
人員		
必要とした施設及び避難等人員		
期間		
応援場所		
活動内容		
資機材の使用状況	応援市のもの	
	要請市等から補給を受けたもの	
応援活動の最高指揮者 職・氏名		
備考		[応援出場中における各種事故等の概要]

第 号
年 月 日

様

要 請 者
市町村等名
職 ・ 氏 名 印

応 援 要 請 書

愛知県内広域消防相互応援協定書第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
被 害 の 状 況	
必 要 と す る 車 両 、 資 機 材 等 の 種別及び数量並びに人員	
応 援 隊 の 主 な 任 務	
集 結 場 所	
連 絡 担 当 者 の 氏 名	
そ の 他 必 要 な 事 項	

		第	号
		年	月 日
(災害派遣要請者) 殿			
大口町長			
部隊等の派遣要請依頼書			
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。			
記			
1	災害状況及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由		
2	派遣を希望する期間		
3	派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区域 (2) 活動内容（遭難者の搜索活動、道路啓開、水防、輸送、防疫等）		
4	その他参考となるべき事項 その他細部については、 において調整する。		

2 項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現とする。
(用紙は、日本工業規格 A 4 とする。)

	第	号
	年	月 日
(災害派遣要請者) 殿		
大口町長		
災害派遣部隊撤収要請依頼書		
災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収されるよう依頼します。		

(用紙は、日本工業規格A 4とする。)

^

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

世帯 構成員別 被害別	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人 世帯	7 人 世帯	8 人 世帯	9 人 世帯	10 人 以上 世帯	計	小 学 生	中 学 生
全 壊（焼）													
流 失													
半 壊（焼）													
床 上 浸 水													

（注）「正」の字で記載

F3-05-02 避難所収容台帳

避難所収容台帳

避難所名：_____

責任者	月 日	収容人員	物 品 使 用 状 況		記 事	備 考
			品 名	数 量		

- (注) 1 「収容人員」欄は当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

F3-05-03 避難所用物品受払簿

避難所用物品受払簿

品名		単位呼称		避難所名	
年 月 日	摘要（購入先又は払出先）	受	払	残	備考（購入金額）

- (注) 1 物品の受取、払出し（配給等）の都度記入すること。
 2 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

F3-05-04 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

避難所の名称	所在地	種 別	開設期間	実人数	開設日数	延人員	備 考
計	既存建物						
	野外仮設						

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物の場合と野外仮設の場合に区分すること。
- 2 「計」欄には、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

F3-06-01 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

年月日	救出地区	救出人員	救出用機械器具			金額 (円)	備考
			名称	数量	所有者(管理者)氏名		

(注) 救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

F3-06-02 被災者救出用機械器具・燃料受払簿

被災者救出用機械器具・燃料受払簿

品名		単位 呼称					
年 月 日	摘要（購入先又は受入先及び払出先）			受	払	残	備考（購入単価及び購入金額）
計							

（注）最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

F3-06-03 被災者救出用機械器具修繕簿

被災者救出用機械器具修繕簿

機械器具の名称	所有者(管理者)氏名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費 (円)	備考

(注)「故障の概要」の欄は、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

診 療 記 録 簿

医療救護班
班長 医師 _____

年 月 日	地 区 名	患者氏名	年 令	病 名	措置概要	備考

F3-07-02 医薬品・衛生材料使用簿

医薬品・衛生材料使用簿

衛生班

班長 _____

医薬品・衛生材料品名	単位呼称	単 価	摘 要	受	払	残	備 考

- (注) 1 本簿は、救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにするものであること。
 2 「摘要」欄に受入先を記入すること。
 3 「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入しておくこと。

F3-07-03 医療救護班の編成及び活動記録

医療救護班の編成及び活動記録

期 間	医療班名	診療患者数	遺体検案数	班の編成	班長職氏名	備 考

- (注) 1 「診療患者数」欄は延べ人員数を記入すること。
 2 「班の編成」欄は、職種ごとの人員数を記入すること。

F3-07-04 医薬品・衛生材料受払簿

医藥品・衛生材料受払簿

品名		単位 呼称					
年 月 日	摘要（購入先又は受入先及び払出先）			受	払	残	備考（購入単価及び購入金額）
計							

(注) 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

F3-07-05 病院・診療所医療実施状況

病院・診療所医療実施状況

診療機関名									
住 所	患者氏名	診療機関	病名	診療区分		診療報酬点数			備 考
				入院 (人)	通院 (人)	入院 (人)	通院 (人)	金額 (円)	

(注)「診療人員」欄は延人員数を記入すること。

助産台帳

分娩者			分娩の日時場所	助産機関名	期間	金額 (円)	備考
住所	氏名	年齢					

F3-08-01 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

年月日	目 的	輸送区間		使用車両船舶等		輸 送 担当者	金 額 (円)	備 考
		区 間	距 離	種 類	台 数			

- (注) 1 必要に応じ都道府県又は市町村の車両等による場合とその他の場合に区分し別頁として差し支えないこと。
- 2 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 3 都道府県又は市町村の車両等による場合「輸送担当者」欄に車両番号を記入すること。
- 4 借上車両等による場合は有無償の別を問わず記入すること。
- 5 「金額」欄は、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。

F3-08-02 燃料及び消耗品受払簿（輸送関係）

燃 料 及 び 消 耗 品 受 払 簿 （ 輸 送 関 係 ）

品名		単位 呼称					
年 月 日	摘要（購入先又は受入先及び払出先）			受	払	残	備考（購入単価及び購入金額）
計							

- （注） 1 必要に応じ都道府県又は市町村有の車両等に対する分とその他の車両等に対する分と別冊又は別頁として差し支えないこと。
 2 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

F3-08-03 修繕費支払簿

修 繕 費 支 払 簿

輸送年月日	目的	故障		故障車両等		故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考
		年月日	場 所	名称番号	所有者氏名				

- (注) 1 必要に応じ都道府県又は市町村有の車両による分とその他の車両等による分を別頁として差し支えないこと。
- 2 「故障の概要」欄は、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

F3-08-04 緊急通行車両等事前届出書・届出済証（愛知県様式）

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 愛知県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 愛知県公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。 2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所		() 局 番
	氏名		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、該当車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

登録（車両）番号

緊急

有効期限 年 月 日

15

21

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を白色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施るものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

F3-08-05 規制対象除外車両事前届出書・届出済証（愛知県様式）

様式第 4

除 外

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 愛知県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 愛知県公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したときには、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車 両 の 用 途 (業務の内容)			
使用者	住 所		() 局 番
	氏 名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

F3-12-01 飲料水供給記録簿

飲料水供給記録簿

供給年月日	供給地区	救出人員	給水用機械器具			金額 (円)	備考
			名称	数量	所有者（管理者）氏名		

(注) 1 「対象人員」欄の人員数は、概算で記入して差し支えないこと。

2 給水用機械器具は借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に借上額を記入すること。

F3-12-02 給水用機械器具・燃料及び浄水薬品資材受払簿

給水用機械器具・燃料及び浄水薬品資材受払簿

品名		単位 呼称					
年 月 日		適要（販売先又は受入先及び払出先）		受	払	残	備考（購入単価及び購入金額）

(注) 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

F3-12-03 給水用機械器具修繕簿

給 水 用 機 械 器 具 修 繕 簿

給水用機械器具の名称	所有者（管理者）氏名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費（円）	備考

（注）「故障の概要」の欄は、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

F3-12-04 炊き出し給与簿

炊 き 出 し 給 与 簿

大口町 炊事場

責任者 _____

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年	月 日				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
計	朝				
	昼				
	夕				

- (注) 1 炊き出しを実施した直接の責任者ごとに作成すること。
- 2 「実施場所」の欄は、学校等実際に炊き出しその他による食品の給与を実施した場所を記入すること。
- 3 「給食内容」の欄は要すれば献立を記入すること。

F3-12-05 炊き出し用物品借用簿

炊き出し用物品借用簿

品名	数量	期間	金額（円）	所有者（管理者）氏名	使用避難場所の名称	備考

（注） 「期間」欄は、「 月 日から 月 日まで 日間」と記入すること。

F3-12-06 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

炊き出しその他による食品給与物品受払簿

品名		単位 呼称					
年 月 日	摘要（購入先又は受入先及び払出先）			受	払	残	備考（購入単価及び購入金額）
計							

（注）最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

F3-12-07 物資受払簿

物 資 受 払 簿

品名		単位 呼称					
年 月 日	摘要（購入先又は受入先及び払出先）			受	払	残	備考（購入単価及び購入金額）
計							

(注) 市町村の場合においては、最終行欄に都道府県よりの受入分及び市町村調達分別に受払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

F3-12-08 物資給与及び受領簿

住居被害程度区分	①全壊（焼） ③流出	②半壊（焼） ④床上浸水	給与の基礎となった世帯構成数	人
----------	---------------	-----------------	----------------	---

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所
世帯主 印

給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

(注) 被災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

F3-13-01 遺体搜索状況記録簿

遺 体 搜 索 状 況 記 録 簿

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索用機械器具			金額 (円)	備考
			名称	数量	所有者（管理者）氏名		

(注) 搜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

F3-13-02 遺体捜索用機械器具・燃料受払簿

遺体捜索用機械器具・燃料受払簿

品名		単位 呼称					
年 月 日	摘要（購入先又は受入先及び払出先）			受	払	残	備考（購入単価及び購入金額）
計							

（注）最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

F3-13-03 遺体捜索用機械器具修繕簿

遺体捜索用機械器具修繕簿

給水用機械器具の名称	所有者（管理者）氏名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費（円）	備考

（注） 「故障の概要」欄は、故障の原因及び主な故障箇所を記入する。

F3-13-04 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

写真 	処理 年月日	遺体発見の日時 及び場所	死亡者		遺族		洗淨等の処置日			遺体の 一時保 存料 (円)	検案料 (円)	支出額 (円)	備考
			氏名	年令	氏名	死亡者との 関係	品名	数量	金額 (円)				

F3-13-05 埋火葬台帳

埋 火 葬 台 帳

死亡年月日	埋火葬年月日	死亡者		埋火葬を行った者		埋火葬費				備考
		氏名	年令	死亡者との関係	氏名	棺付属品含む	埋火葬又は火葬料	骨箱	計	

- (注) 1 埋火葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。
 2 町長等が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにしておくこと。
 3 埋火葬を行った者に埋火葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

(表)

年 月 日							
災害							
被害状況調査用紙（被災者台帳）							
住 所							
居住者氏名（区名							
）							
1 世帯状況（構成員							
名）							
世帯員氏名	続柄	生年月日	年令	性別	職業(学 生)	死 亡、行 方 不明負傷の別	課税状況
	世帯主						
2 家屋の状況							
構 造		延 床 面 積		自家・借家の別		被害程度	
				自 ・ 借		A ・ B ・ C	
3 家屋被害程度の内訳							
箇 所	屋 根 瓦 破 損	壁破損	床破損	建物の傾斜	小屋組損壊	軸組破損	
4 その他の被害							
上記のとおり調査しました。							
年 月 日							
調査員氏名						印	

(注)「自、借」及び〔A, B, C〕の欄は、その一つを○で囲むこと。

被害のない部分については抹消する。

(裏)

罹災証明書 発行月日		罹災証明書		年 月 日		本罹災証明書		第 年 月 日 号	
災害救助法による 救助の状況	1	避難所への収容		6	医療		11	学用品の給与	
	2	応急仮設住宅の供与		7	助産		12	埋葬	
	3	炊き出し、その他による食品の給与		8	救出		13	死体の搜索	
	4	飲料水の供給		9	住宅の応急修理		14	死体の処理	
	5	被服、寝具、その他生活必需品の給与		10	生業資金の貸与		15	障害物の除去	
特 記 事 項									

参考 家屋等被害調査基準（被害の程度）

被害査定箇所	全 壊 A	半 壊 B	一部破損 C
屋根瓦破損	70%以上	20%以上	20%未満
壁 〃	70%以上	20%以上	20%未満
床 〃	70%以上	20%以上	20%未満
建物の傾斜	45度以上	20度以上	20度未満
小屋組破損	50%以上	20%以上	20%未満
軸組破損	50%以上	20%以上	20%未満

- (注) 1 全壊とは上記表の全壊欄の一つ以上に該当し、かつ居住することが不可能となり、また修理不可能なもの。
- 2 半壊とは上記表の全壊又は半壊欄の一つ以上に該当し修理しなければ居住できないもの。
- 3 一部破損とは上記表における半壊又は一部破損の欄の一つ以上に該当し、かつ半壊にいたらないもの。
- 4 破壊消防による全、半壊は、それぞれ前記の全壊、半壊と見なして取扱うものとする。

仮 罹 災 証 明 書

住 所

氏 名

上記の者は 年 月 日本町において
罹災したことを証明する。

年 月 日

大口町長 印

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員 ※枠が不足する場 合は裏面に記入	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分（浸水の場合）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用して いる建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

注意事項	・この証明書は、住家の被害を受けた物に限られ、災害救助の一環として本市が確認できる罹災程度について照明する物です。 ・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有しません。
------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

大口町長

印

応 急 仮 設 住 宅 入 居 申 請 書

このたび、
による災害のため住居を滅失したので災害救助法第 2 3 条による応急
仮設住宅の入居を申請します。

年 月 日

住 所
(現住所)
氏 名

大口町長 様

記

添付書類

- 1 罹災証明書
- 2 建設予定地の有無（見取図添付）

＊記入しないでください。

許可の可否	入居させる住宅	世帯人員	その他特記事項
可 否			

却下の理由

応 急 仮 設 住 宅 入 居 決 定 通 知 書

住 所

氏 名

年 月 日付けをもって申請のあった応急仮設住宅入居については、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

大口町長

記

- 1 申請については許可（却下）します。

却下の理由

- 2 大口町との間に応急仮設住宅入居契約を直ちに行ってください。
（本状及び印鑑持参のうえ役場においでください。）

条件

- 1 応急仮設住宅入居の期間は入居の日から2年以内であること。
従ってその間に他に住居を移すよう努力すること。
- 2 この住宅は他の者に絶対に貸さないこと。
- 3 この住宅を返還するときは入居のときと同じ状態にしておくこと。

大口町応急仮設住宅入居契約書

[illegible]

第1条 甲は、乙が住宅に使用する目的をもって次に記載した建物を第2条以下の条例を附して乙に貸渡し、乙はこれを借受けるものとする。

所在地 大口町

第 号
住宅假設急応

木造 葺平屋建 建築面積 平方メートル

第2条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、期間満了したときは町の指示に基づくものとする。

第3条 貸付料は、第2条の期間内は無償貸付とする。

第4条 住宅の維持管理についてはすべて乙の負担とする。

第5条 乙は次の行為をしてはならない。

- (1) 住宅を他人に貸与し、又はその使用権を譲渡すること。ただし、相続により継承する場合はこの限りではない。
- (2) 住宅をき損又は汚損するような業務を営むこと。
- (3) 甲の承認を受けないで乙以外の者を同居させること。
- (4) 甲の承認を受けないで建築物の模様替をすること。

第6条 乙が住宅の使用を廃止しようとするときは5日前までにその期間及び事由を具し甲に届け出なければならない。

2 前項の場合において滅失又はき損したものがあるときは、乙は退去前にこれを原形に復し、又はその費用を弁償するものとする。

以上のとおり契約し本証書2通を作成し、各自1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 貸渡人 大口町長

印

乙 借受人 大口町

印

保証人

印

F3-16-08 応急仮設住宅入居者台帳

応 急 仮 設 住 宅 入 居 者 台 帳

応急仮設住宅 番号	住所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘要

- 注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とする。なお、参考として設置個所を明らかにした簡単な図面を添付しておくこと。
- 2 「住所」欄は、罹災前の住所を記入すること。
- 3 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 4 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償別をも明らかにしておくこと。
- 5 「摘要」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと、例えば「〇〇・〇・〇〇公営団地に入る現在空屋」又は「〇〇・〇・〇増築許可」等

F3-16-09 障害物除去の状況記録簿

障 害 物 除 去 の 状 況 記 録 簿

住家被害 程度区分	住所	氏名	職業	家族数	除去を要すべき 状態の概要	除去に要し た時間	金額（円）	備考

災害救助法による

住 宅 応 急 修 理 申 請 書

このたび、
による災害のため家屋に別添のとおり被害を受けたので災害救助法第
23条による住宅の応急修理を申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

大口町長 様

記

添付書類

- 1 罹災証明書
- 2 応急修理見積書
- 3 被害家屋の位置図

*記入しないでください。

許可の可否	工事期限	工事費	施工者	
			氏 名	住 所
可 否	年 月 日	円		

却下の理由

住 宅 応 急 修 理 決 定 通 知 書

住 所
氏 名

年 月 日付をもって申請のあった家屋の応急修理申請については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

大口町長

記

- 1 申請については許可（却下）します。

却下の理由

- 2 工事者には次の条件で工事を行わせてください。

(1) 月 日までに工事完了のこと。

(2) 工事が完了したときは別添請求書に必要事項を記入、押印のうえ役場に提出し、検査を受けること。

(3) 工事費は申請書に添付された見積書の額以内のこと。

F3-16-12 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿								
住所	世帯主氏名	職業	家族数	修理箇所概要	修理着工年月日	修理完成年月日	修繕費（円）	備考

F3-17-01 学用品購入（配分）計画表

学用品購入（配分）計画表

[illegible]

(注) 1 本表は、学用品のうち、文房具及び通学用品のみとし、教科書（教材を含む。）については別途適宜作成するものであること。

2 都道府県調達分があるときは、その旨を各品目ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。

F3-17-02 学用品交付簿

学 用 品 交 付 簿

(学校)

[illegible]

注) 1 本簿は小、中学生別とすること。なお、学校ごとに別に作成しても差し支えないこと。

2 親権者からは別途受領書を徴しておくこと。

F5-01-01 緊急時連絡先一覧

____年____月____日 現在

カギの管理

具体的には運営組織で決めて下さい

カギ（暗証番号）は、学校、自主防災会、災害対策本部が持っています。

① [] 自主防災会の役員	[] さん TEL.....
② []	[] さん TEL.....
③ []	[] さん TEL.....
④学校の []	[] 先生 TEL.....
⑤学校の []	[] 先生 TEL.....
⑥学校の鍵管理受託者の () 町 () 丁目 () 番地	[] さん TEL.....
⑦災害対策本部	TEL..... Fax.....

避難所周辺の緊急連絡先

①病院	[] TEL..... Fax.....
	[] TEL..... Fax.....
	[] TEL..... Fax.....
	[] TEL..... Fax.....
②消防署 ・消防団	[] TEL..... Fax.....
	[] TEL..... Fax.....
③警察	[] TEL..... Fax.....
④電気	[] TEL..... Fax.....
⑤ガス	[] TEL..... Fax.....
⑥上水道	[] TEL..... Fax.....

- (注) 1 カギは出来るだけ学校の近くの人に持ってもらってください。
 2 カギを持っている人は、発災したら「まず、かけつけてください」

F5-01-02 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに 借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 … 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
--------	--	--	-----------------	--

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		
--	--	---	--	--

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

F5-02-01 避難所施設被害状況チェックリスト

(鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物などの応急危険度判定調査表)

実施者: _____

____年____月____日 実施

調査

調査方法: 1. 外観調査のみ実施

調査方法

2. 内観調査も併せて実施

1 一見して危険と判定される。

(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階
2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜
4. その他 ()

1

2 隣接建築物・周辺地番など及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク
判定 (1)	①損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1. なし	2. あり	

①

判定 (2)	②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険なし	2. 不明確	3. 危険あり	②
	③地盤破壊による建築物全体の沈下	1. 0.2m以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m超	③
	④不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60～1/30	3. 1/30超	④
	柱の被害〔下記⑤⑥：被害最大の階 階〕 (壁構造の場合：柱を壁の長さを読みかえる)				⑤
	⑤損傷度Ⅴの柱本数	損傷度Ⅴの柱総数	本	調査柱	本
	(調査率 %)				
	／調査柱本数	1. 1%以下	2. 1%～10%	3. 10%超	
判定(2)	⑥損傷度Ⅳの柱本数	損傷度Ⅳの柱総数	本	調査柱	本
	(調査率 %)				⑥
	／調査柱本数	1. 10%以下	2. 10%～20%	3. 20%超	
判定(2)		1. 調査済 全部Aの場合	2. 要注意 Bが1つの場合	3. 危険 Cが1以上 又はBが2以上	判定(2)

危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち、 大きな方の危険度で判定する	1. 調査済み (要内観調査)	2. 要注意	3. 危険
--	--------------------	--------	-------

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険あり	①
②外装材 湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離	②
③外装材 乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間	3. 顕著な目地ずれ、板破壊	③
④看板・機器類	1. 傾斜なし	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険あり	④
⑤屋外階段	1. 傾斜なし	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜	⑤
⑥その他 ()	1. 安全	2. 要注意	3. 危険	⑥
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランク	2. 要注意 Bが1つ以上	3. 危険 Cが1つ以上	判定

総合判定

調査の1で危険と判定された場合は危険、
それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。

総合判定

1. 調査済み (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体などが危険か、落下物などが危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

損傷度分類	
損傷度Ⅲ	比較的大きなひび割れ (ひび割れ 2 mm程度) が生じているが、コンクリートの剥離は極めてわずかである。
損傷度Ⅳ	大きなひび割れ (ひび割れ 2 mm以上) が多数生じ、コンクリートの剥離も激しく、鉄筋がかなり露出している。
損傷度Ⅴ	鉄筋の座屈や破断、破壊面に沿ってコンクリートのつぶれやずれ、及び柱の高さ方向の変形が生じている。開口部ではサッシが曲がり、床が沈下している。

応急危険度判定士の判定結果

判定	判定内容と避難所の使用判断
「安全」 (緑のシート)	・ 使用可能 → 避難所使用可
「要注意」 (黄のシート)	・ 必要な改修工事を行い、その完成検査に合格し引渡しを受ければ 使用可能 → 要検討
「危険」 (赤のシート)	・ 改築又は大規模な補強工事を行わなければ使用できない → 避難所使用不可

F5-02-02 避難所開設チェックリスト

実施者: _____

項目	緊急対応	確認
1. 避難所の開設		
避難者による自主開錠	・建物内にいる避難者をまとめ、建物の安全確認をする	☐
2. 建物の安全確認が済むまで避難者を入れない。	・建物は傾いているか	☐
	・火事は発生しているか、ガス漏れはないか	☐
	・建物に大きなひび割れはないか	☐
	・窓ガラスなどの危険な落下物があるか	☐
	・自動車乗り入れの規制	☐
3. 施設管理者の到着報告及び対応協議	・いない時は、そのまま業務進行	☐
4. 避難者受入れスペースの確保 ・指定	・事前計画に基づき安全な部屋を確保し、誘導する。	☐
	・室内の倒壊物などは、避難者に協力を求めて処理する。	☐
5. 避難所の本部を設置	・施設管理者と共に、業務場所の安全確認	☐
	・放送設備、非常用設備などの確認	☐
6. ライフラインの確認		
電気が使えるか	・放送設備が使用できるか	☐
	・無線が使用できるか	☐
上水道が使えるか	・上水道が使えるか	☐
電話が使えるか	・FAXが使えるか	☐
道路状況の把握	・避難者からの情報収集	☐
7. 本部への報告	・FAX、電話、伝令などの手段を用いて災害対策本部へ連絡を取る。	☐
8. 避難者の登録	・避難者の世帯ごとの登録	☐
9. 避難者へ ・施設被害状況 ・避難者のスペース などの説明	・混乱時のため、冷静な態度でゆっくり説明する。 混乱を極力沈静化させる。	☐
	・「避難所共通理解ルール」のコピーを配付	☐
	・トイレの使用場所と火気についての注意をする	☐
	・避難者の未登録者への再登録依頼 (必要とするものを記入してもらう)	☐
10. 非常用設備及び物資の確認	・水、食料、生活物資の有無	☐
本部への要請事項の整理	・応援職員の必要性	☐

避難者 → 対策本部 → 業者 → 対策本部

①	発信日時 月 日 時 分					②	発注先業者名		
	ふりがな 避難所名						FAX (TEL)		
	避難所住所						伝票No. 伝票枚数		
	発注依頼者 (役職名) FAX TEL						受付日時 月 日 () AM・PM 時 分		
							本部受信者名 FAX・TEL		
		商品 コード	品 名	サイズ など	数量		単位 ケ・箱 ケース	備考	個口
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
7									
8									
9									
10									

- 一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数で注文して下さい。
- 性別などは、「サイズなど」の欄に記入して下さい。
- 物資班の人は、この伝票に記入し、行政担当者に配達・注文を要請して下さい。
- 行政担当者は、原則として FAX で依頼を行って下さい。
- FAX が使えない場合は、必ず控えを残しておいて下さい。
- 物資班は、受領時に「避難所用物品受払簿」に記入して下さい。

個口合計

③	出荷日時 月 日 () AM・PM 時 分				
	配達者名 FAX (TEL)				
	お届け日時 月 日 () AM・PM 時 分				

④	
避難所 受領サイン	

※『物資依頼伝票』の記載方法及び使用方法

1. 避難所では、伝票の①の枠内に必要事項を記入する。

- (1) 物資班は、伝票に記入するときは同一品種、サイズごとに記入する。
- (2) 物資班は、伝票を物資ごとの品名の「受払簿」に伝票 No. と依頼数量などを転記する。
- (3) 転記後は、伝票を行政担当者に渡す。
- (4) 行政責任者は、避難の物資班から受けた「物資依頼伝票」に必要事項を記入の上、発注依頼者欄に行政担当者の署名をして、災害対策本部に伝票を送付する。

2. 災害対策本部では、伝票の②の枠内に必要事項を記入する。

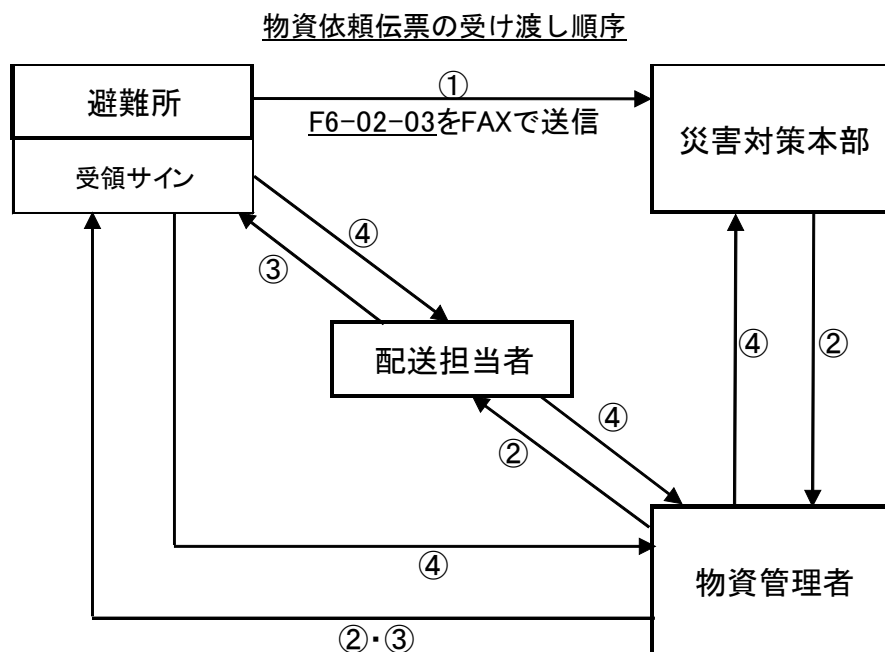
- (1) 災害対策本部の物資管理部門の職員は、伝票の内容を品名ごとの「受取簿」に記入する。
- (2) 発送時には、その内容を台帳及び伝票に記入する。
- (3) 配送担当者に伝票を渡す。

3. 配送担当者は、伝票③の枠内に必要事項を記入する。

- (1) 配送担当者は、伝票の④の枠内に避難所の行政担当者のサインを得てから物資を渡す。
- (2) 行政担当者が不在の時は、物資班の班長のサインを受ける。
- (3) 配送担当者は、伝票を災害対策本部の物資管理部門の担当者に渡す。
- (4) サインをした物資班の班長は、その旨を行政担当者に連絡する。
- (5) 物資班は「受払簿」に数量などを記入する。

4. 災害対策本部の物資班の担当者は、台帳にその内容を記入し、台帳と伝票とを保管する。

5. 物資管理者が直接配送するときは、配送担当者と同様の記入を行う。



※各担当者は、確実に伝票の受け渡しを行うこと。

F5-02-04 避難所状況報告書（初動期用）

災害対策本部：FAX（ ） TEL（ ） 避難所名：_____

開設日時	月 日 時 分	避難種別	勧告・指示・自主避難		閉鎖日時	月 日 時 分					
第1報（参集後すぐ）			第2報（3時間後）		第3報（6時間後・閉鎖）						
送信者名				送信者名							
災害対策本部受信者名				災害対策本部受信者名							
報告日時	月 日 時 分	報告日時	月 日 時 分	報告日時	月 日 時 分						
受信手段	FAX・電話・伝令・その他（ ）	受信手段	FAX・電話・伝令・その他（ ）	受信手段	FAX・電話・伝令・その他（ ）						
受信先番号			受信先番号			受信先番号					
人 数	約 人	人 数	約 人	人 数	約 人						
世 帯	約 世帯	世 帯	約 世帯	世 帯	約 世帯						
周 辺 状 況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険		周 辺 状 況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険					
	人命救助	不要・必要（約 人）・不明			人命救助	不要・必要（約 人）・不明					
	延焼	なし・延焼中（約 件）・大火の危険			延焼	なし・延焼中（約 件）・大火の危険					
	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中			土砂崩れ	未発見・あり・警戒中					
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通			ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通					
	道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可			道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可					
	建物倒壊	ほとんどなし・あり（約 件） ・不明			建物倒壊	ほとんどなし・あり（約 件） ・不明					
※ 第1報においては、わかるものだけでよい。			避難者数増減見込み		増加・減少・変化なし		避難者数増減見込み		増加・減少・変化なし		
緊急を要する事項（具体的に箇条書き）			緊急を要する事項（具体的に箇条書き）			緊急を要する事項（具体的に箇条書き）			緊急を要する事項（具体的に箇条書き）		
建物安全確認で危険と判定された時の対応措置（具体的に箇条書き）			建物安全確認で危険と判定された時の対応措置（具体的に箇条書き）			建物安全確認で危険と判定された時の対応措置（具体的に箇条書き）			建物安全確認で危険と判定された時の対応措置（具体的に箇条書き）		
参集した行政担当者				参集した行政担当者				参集した行政担当者			
参集した施設管理者				参集した施設管理者				参集した施設管理者			

〈避難所状況報告書の使用方法と注意事項〉

第1報～第3報は、同じ用紙に記入すること。

〔第1報〕

- 行政担当者は、避難所に到着したら、速やかに第一報を災害対策本部に連絡する。
- 「受信手段」の欄には、避難所の受信手段を記入する。
- 避難所で、FAX、電話ができないときは、伝令により災害対策本部へ連絡する。
- 地域の被害状況のうち「火災発生状況」は、この避難所管内の地域を記入し、その他の周辺地域の場合は「緊急を要する事態」に発生地区名、状況を記入する。
- 「人命救助」の可否については、何ヶ所、何名くらいの救助の必要があるのか記入すること。不明の場合は、記入せずともよい。
- 「電力」、「断水」などの被害や「道路状況」については、避難者から登録の際にその内容をまとめ、記載する。
- 「世帯数」は、様式7が世帯ごとに作成されるので、その枚数により回答することもできる。

〔第2報〕

- 行政担当者は、避難所到着後概ね3時間以内に第2報を報告する。
- 第2報では、避難者が増加しているか否か、受入れ能力を超えているか否かについても報告する。
- 「人的被害」の状況についても記入する。

〔第3報〕

- 行政担当者は、避難所到着後概ね6時間以内に第3報を報告する。
- 報告内容は、第2報と同様とする。
- 避難所を閉鎖した場合には、この様式により、速やかに報告する

この用紙は、保管する。

避難所名

送信者名				災害対策本部受信者名			
報告日時		月 日 時 分		避難所FAX・Tel			
世帯数		現在数 (A)		前日数 (B)		差引 (A-B)	
内 訳	避難者	(※) 世帯		(※) 世帯		(※) 世帯	
	被災者	(※) 世帯		(※) 世帯		(※) 世帯	
	合計	(※) 世帯		(※) 世帯		(※) 世帯	
人数		現在数 (A)		前日数 (B)		差引 (A-B)	
内 訳	避難者	(※) 人		(※) 人		(※) 人	
	被災者	(※) 人		(※) 人		(※) 人	
	合計	(※) 人		(※) 人		(※) 人	
運営 状況	(避難者) 組	編成済み・未編成		地域 状況	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中	
	避難所運営委員会	設置済み・未編成			ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	
	運営班	編成済み・未編成			道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	
避難所運営会長名							
連絡先 (Tel, FAX)							
		対応状況				今後の要求、展開	
連絡 事項	総務班						
	名簿班						
	食料班						
	物資班						
	救護班						
	衛生班						
	連絡・広報班						
	屋外班						
	誘導班						
	行政担当者						
施設管理者							
対処すべき、予見される事項（水、食料の過不足／物資の過不足／風邪などの発生状況 ／避難所の生活環境／避難者の雰囲気 など）							

※ () には屋外避難者を記入のこと

※一日最低一回は本部に報告をすること。

※避難所開設から第3報（6時間後）までは初動期用の報告書を使用すること。

◇「連絡事項」欄には、各班の活動において発生した問題や、その解決策などを記入し、他の避難所の運営活動の参考となるようにする。

◇ 物資と食料については、別紙の様式があるので、それを利用する。

注) 避難者・・・自宅が破壊されて住めなくなり、避難所で生活している人々

被災者・・・自宅に住むことはできるが、ライフラインの破壊などの理由で生活できず、避難所の施設を利用及び物資などの配給を受けている人々

F5-02-06 避難者（帰宅困難者・テント生活者・車生活者）名簿

避難者 → 名簿班

No. _____

避難所名

①	世帯代表者氏名						住所									
②	入 所 年 月 日		年		月		日		住 所							
	家	ふ り が な 氏 名	避難状態 ア 避難所 イ テント ウ 車 エ 帰宅困難者 オ その他	年 齢	性 別	要 配 慮 者	電 話		住所							
							所属自治会町内会名									
							族				男 女		家屋の 被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通		
														親族など 連絡先	住所	
															氏名	
															電話	
					男 女		車 (使用者 のみ)	車種 色 ナンバー								
								※ここに避難した人だけ書いてください。								
	ご家族に入れ歯やめがねの不備、病気等の特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があったらお書き下さい。															
③	他からの問い合わせがあったとき、 住所、氏名を公表してもよいですか？							よい よくない	登録	*						
④	退出年月日 年 月 日							退所	*							
	転出先 住 所 (氏名) 電 話							在宅	*							

◎この名簿は、入所時に世帯代表の方が書いて名簿係にお渡し下さい。

〔避難者の方へ〕

- 入所にあたり、この名簿を記入し、行政担当者へ提出することで、避難者登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- 内容に変更がある場合は、速やかに名簿係に問い合わせて修正してください。
- 他からの問い合わせに対し、住所と氏名を公表してよいか、お書き下さい。
- 名簿の内容を公表することによって、ご親族の方々に安否を知らせるなどの効果があります。しかしプライバシーの問題がありますので、公表の可否はご家族で判断して下さい。

F5-02-07 食料供給関係受信票 兼 処理表

避難所（保管） → 災害対策本部 → 本部食料担当（保管）

No. _____

避難所	発信時刻 月 日 午前・午後 時 分	
	避難所	避難所名（住所）
		発注依頼者（役職名） FAX 電話
	依頼	避難者用食 計食 うち 柔らかい食事食 在宅被災者用食
その他の依頼内容		
災害対策本部	受信者名 本部食料担当 受信票受取者名	
	処理時刻 日 午前・午後 時 分	処理担当者
	処理結果・内容 避難者用食 計食 うち 柔らかい食事食 在宅被災者用食	
	発注業者 TEL FAX	
	配送業者 TEL FAX	
	到着確認時間 日 午前・午後 時 分	処理担当者

- 行政担当者は、FAX で依頼を行うことを原則とする。
- FAX での依頼を行うことができない場合は、必ず控えを残す
- 避難所の行政担当者は、受領時にその旨を災害対策本部へ連絡する。
- 災害対策本部の担当者は、受領確認時に「F6-** 食料処理台帳」に記入する。
- 避難者用の中には、行政担当者、施設管理者の人数も含めるものとする。

※『食料供給関係受信票 兼 処理票』の記載方法及び使用方法

- ① 行政担当者は、「避難所」欄に必要事項を記入する。
 - (1) 要請する食料の中には、高齢者や病人に配慮できる柔らかい食事の必要数も記入する。
 - (2) 避難者用の食事の中に、行政担当者や施設管理者など避難者数に数えられていない人々の分も含める。
 - (3) 原則としてFAXで依頼する。FAXが使用できない場合には、必ず控えを残しておくよう心がける。
- ② 災害対策本部の食料担当者は、送られてきた受信票の「災害対策本部」欄に必要事項を記入して、要請内容の処理を行う。
- ③ 避難所の食料班は、要請した物資が届いたら内容を確認して行政担当者にその旨を告げる。
- ④ 行政担当者は、災害対策本部に受領確認の連絡をする。
- ⑤ 災害対策本部の担当者は、受領を確認後に「食料処理台帳」に記入する。

避難所		年 月 日
引継時間		
引継者	前 任 者	後 任 者
収容者の 移動状況		
避難者からの要 望事項		
行政の 対応状況		
ボランティアの 対応状況		
打合せ事項		
その他		

F5-03-01 避難所運営委員会名簿

____年____月____日 現在

〈運営管理責任者〉

会長		
副会長		
行政担当者		
施設管理者		

〈避難所運営班〉（各班長 1 名に◎印、副班長 1 名に○印を記入する）

	氏 名	(避難者)組名	氏 名	(避難者)組名
総務班				
名簿班				
食料班				
物資班				
救護班				
衛生班				
連絡・広報				
屋外班				
誘導班				

避難所 → 災害対策本部

発信日時	月 日 時 分
避難所名	
避難所住所	
発注依頼者	F A X T E L
依 頼 内 容	
自治体職員関係	(業務の内容を具体的に記入)
ボランティア関係	(業務の内容を具体的に記入)

災害対策本部 → 避難所

発信日時	
本部受信者名	F A X T E L
回 答 内 容	
自治体職員関係	名派遣できる
ボランティア関係	名派遣できる

F5-03-03 避難所ボランティア受付表

受 付 日	年 月 日
-------	-------

No. _____

避難所名 : _____

No.	氏 名 ・ 住 所 ・ 電 話	性別	職 業	過去のボランティア経験の有無とその内容	
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女		有 無	(活動内容)

F5-03-04 食料処理台帳

____年____月____日

No.

避難所名	発注業者名	数量（食）	発注時刻	到着確認時刻	記入者	備考
合 計						

※この用紙は、災害対策本部が使用し、保管する。

※備考欄のところに「食料供給関係受信票 兼 処理表」の No. を記入する。

No. _____

避難所用物品受払簿

避難所名： _____

品名	大分類		単位呼称	商品コード					
	中分類								
	小分類								
年	月	日	受入先	払出先	受	払	残	記入者	備考
月 日現在における 数量の合計			受 入	払 出			残 高		

※この用紙は、避難所で保管しておく。
※代金の決済が必要な場合は、備考欄のところに「支払伝票のNo.」を記入する。

※『避難所用物品受払簿』の記載方法及び使用方法

- ① 避難所の物資班は、要請した物資が搬送されたら、該当する品物に対応する 5「避難所用物品受払簿」に必要事項を記入する。
 - (1) 「品名」中の大分類、中分類、小分類それぞれに記入する。
 - (2) 「単位呼称」は、ダース、個など品名に応じた者を記入する。
 - (3) 「商品コード」は、後日の不良品の交換などで必要となることがあるので、確認して記入する。
 - (4) 「受入先」は、通常は災害対策本部であるが、寄付があったときは、寄付者名を記入するなど、出所を明示する。
 - (5) 「受」には受け入れた数量を記入する。
 - (6) 現在数量と受払簿の残数が一致しているか確認する。
- ② 物資を避難者に配布した場合、配布した数と残数を記入しておく。
 - (1) 「払出先」には、避難者氏名と住所、電話番号などを記入する。
 - (2) 「払」には、配布した数量を記入する。
 - (3) 現在数量と受払簿の残数が一致しているか確認する。
- ③ 代金の決済が必要な場合には、備考欄のところに「支払伝票の No.」を記入する。

No. _____

避難所名 : _____

No.	飼育者	登録日	退所日	種類	性別		体格	毛色	ペット名
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス				
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス				
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス				
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス				
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス				

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送 信 者		受 信 者		送 受 信 時 間
機 関 名	氏 名	機 関 名	氏 名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)		
①東海地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
③消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
④応急救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備 考			

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機 関 名	氏 名	機 関 名	氏 名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状 況	① 避難 の 経 過	危険事態、異常事態の発生状況	
		措置事項	
	② 避難 の 完 了	避難場所名	避難人員・要救護人数
			救護、保護に必要な措置等
地震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示	
	④	消防、水防その他応急措置	
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	
	⑥	施設・設備の整備及び点検	
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持	
	⑧	緊急輸送の確保	
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃、防疫の体制整備	
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置	
		備考	